

資料1

令和5年度 事務事業評価書(9月4日 外部評価分)

令和5年9月4日

	資料名	頁	
①	国際金融機能形成促進事業	総合政策課 1	
②	若年性認知症施策推進事業	高齢者地域包括ケア推進課 3	
③	飲酒運転撲滅条例適正飲酒指導事業 (飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業)	健康増進課 こころの健康づくり推進室 5	
④	中小企業障がい者雇用拡大事業	新雇用開発課 7	
⑤	中小企業デジタル化支援事業	中小企業技術振興課	9
⑥	中小企業新製品開発支援事業		11
⑦	建築物地震対策事業 (応急危険度判定体制整備業務)	建築指導課 13	
⑧	DV・ストーカー対策事業	警察本部生活安全部人身安全対策課 15	
⑨	九州グローバル人材活用促進事業	国際政策課 17	

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	国際金融機能形成促進事業		部課(室)	企画・地域振興部 総合政策課	事業 開始年度	R3
-----	--------------	--	-------	-------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	1	世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する	中項目	2	世界から選ばれる福岡県の実現
	小項目	1	国内外からの戦略的企業誘致	具体的な 取組	6	国際金融機能の誘致

1 事業のねらい・目的

- ・成長資金を供給するベンチャーキャピタル等の資産運用業者及び、金融の新たな潮流であり、金融DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するFinTech企業に対する誘致に向けた活動や体制の強化を図り、国際金融都市の形成を推進することで、世界から選ばれる福岡県の実現を目指す。
- ・地域経済のより一層の活性化、国際化等のための国際金融機能の誘致に向けて、産学官がオール福岡で取り組んでいくための推進組織「TEAM FUKUOKA」（※1）を中心に、プロモーション活動や受入環境の整備を行う。

2 事業概要

1 競争力のある制度の構築

- (1) 国への要望活動
税制優遇措置や規制緩和、行政手続きの英語化等を国へ要望
- (2) 拠点開設補助金
国内外の金融機関が新たに福岡県に拠点を開設する際に発生する初期費用の一部を補助
- (3) FinTech導入支援金
福岡県進出を決めた海外のFinTech企業のサービスを導入する際に発生する費用の一部を補助

2 プロモーション活動の推進

- (1) 情報収集活動
国際金融機能の誘致に係る情報収集のため、業界団体等と協議
- (2) 広報資料の作成
広報資料（金融機関やFinTech企業向けのパンフレット等）の作成
- (3) 金融関連展示商談会への出展（※2）
金融界における福岡県の知名度向上のため、国内外で開催される金融関連の展示商談会に、TEAM FUKUOKA（※1）のメンバーと共にブースを出展
- (4) ホームページの更新及び運営
進出企業や国際金融アドバイザーによる福岡県の魅力に言及したインタビュー動画などのコンテンツを追加

3 魅力あるビジネス機会の創出

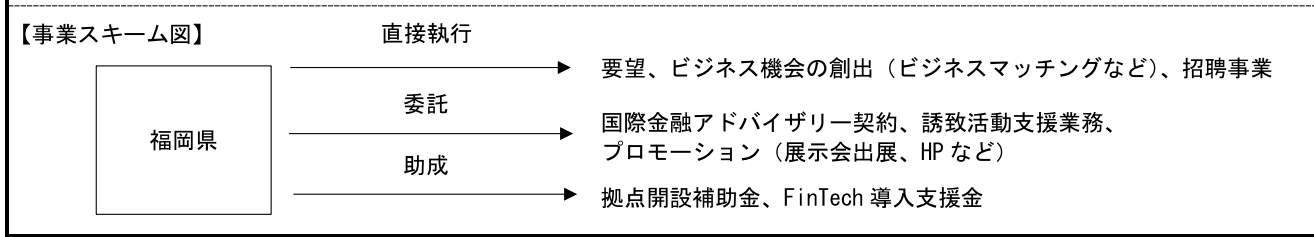
- (1) 国内外の投資家と地元企業等のマッチングイベントを開催（※2）
- (2) FinTech企業と地元金融機関等のマッチングイベントを開催

4 誘致活動

- (1) 国際金融アドバイザー契約の締結
国際金融機能の誘致に係る課題解決、施策立案のため、コンサルティング会社とアドバイザー契約を締結
- (2) 国際金融機関誘致活動支援業務
誘致対象企業のリスタアップ、進出可能性判断、進出関心企業に対する個別面談及び誘致実現に向けたサポート等をコンサル等に委託
- (3) 海外金融機関等招聘事業
福岡県進出に興味を持つ海外の金融機関等を招聘し、福岡県魅力を直接PR
- (4) 国際金融アドバイザー・駐日外国公館と連携した誘致対象企業等の招聘
国際金融アドバイザー等と連携し、海外の誘致対象企業や関係団体が来日する機会を捉え、福岡県へ招聘し、地元金融機関・企業とのビジネスマッチングを実施
- (5) 米国におけるプロモーション等誘致活動
誘致対象企業が集積する米国において誘致プロモーションを実施
- (6) 金融コミュニティへの参加
金融業界の交流の場であるコミュニティに参加し、誘致活動を実施
- (7) 海外誘致対象企業への誘致活動体制の強化
海外でのPR活動や海外誘致対象企業との連絡業務等の円滑化を図るため国際金融人材を任用

※1 TEAM FUKUOKAは、産学官が、情報の共有・交換を進め、それぞれの特性を活かしながらオール福岡で取り組んでいくための推進組織として、機運醸成などの環境づくりやプロモーション活動等に係る協力を行う。県は官の立場から、補助金、企業・団体の紹介やビジネス創出支援などを通じ、企業誘致を行っている。

※2 TEAM FUKUOKAのメンバーと共同して費用負担。その他は県単独の負担事業。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6
金融機関等誘致件数	目標	-	3件	3件	3件
	実績	3件	5件	3件 (R5.8時点)	-

【成果指標の設定根拠】

- 国際金融機能を形成するには、資産運用業者やFinTech企業等の集積が必要なため、県の事業を活用した誘致件数を成果指標として設定。
※参考：現時点の「TEAM FUKUOKA」での誘致実績は19件（R3年度10件、R4年度6件、R5年度3件）。なお、上記金融機関等誘致件数の実績は19件の内数。

【目標値の設定根拠】

- 国際金融都市構想を掲げる東京都の誘致目標である15件/年を参考に、県内総生産による経済規模を考慮した誘致目標を算出。（福岡県の県内総生産は、東京都の5分の1程度であることから、誘致目標を3件/年とした。）

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

（評価）

- R3年度からの事業進捗に合わせた事業拡充や見直しを通じ、取組の効果が次第に誘致件数に結びついている。

（要因）

- 「TEAM FUKUOKA」メンバーと連携したプロモーション活動やマッチングイベントの開催、また県の補助金等を活用した誘致活動を継続的に実施してきたため。

（上記を踏まえた、目標値の見直しの有無）

- 無

（有の場合、その内容）

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- 海外プロモーション（展示会への出展）において、連携協定を締結している一般社団法人Fintech協会や東京都、大阪府等と共同出展することで集客力を高めることが出来た。また、福岡県内の企業と一緒に参画することで、福岡県の費用負担を軽減することが出来た。

4 事業費（千円）	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	61,900	85,783	-	時間	9,960	13,989	-
（うち一般財源）	61,900	85,783	-	人件費（千円）	40,219	56,488	-

5 見直しの内容

継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 終了 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止

【上記の理由】

- 国際金融機能誘致を推進するためアジア地域でのプロモーション活動のほか、誘致対象企業の多くが集積する北米地域での誘致体制を強化するとともに、国事業との連携を図る。
- 拡充にあたっては、スクラップアンドビルドの観点から、事業進捗状況を踏まえ、不要となった事業の一部の見直しを行う必要がある。

【見直し内容】

- 福岡県進出を決めた海外のFinTech企業のサービスを導入する際に発生する費用の一部を補助する制度について、申請状況を踏まえ廃止。（予定）
- 誘致対象企業の多くが集積している北米地域からの誘致を促進するための方策を検討。
- 資産運用業等を対象とした国主催イベント「Japan Week（仮称）」への参画を検討。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若年性認知症施策推進事業		部課(室)	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課	事業 開始年度	R3
-----	--------------	--	-------	-------------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	16	高齢者、障がいのある人への支援
	小項目	2	地域包括ケアの推進	具体的な取組	3	認知症対策の推進

1 事業のねらい・目的

働き盛りの現役世代で発症する若年性認知症については、国の実態調査によると全国で約3万6千人（本県1,500人）の患者がいると推計されている。若年性認知症の人は、病気の進行による仕事の継続、住宅ローンの支払い、子どもの教育などの問題を抱えており、認知症の高齢者とは異なる支援が必要である。

若年性認知症の人や家族からは、①相談できる場所がない・分からない、②悩みを話せる場所がない、③利用できる制度が分からない、といった声があり対策が求められている。

このため、若年性認知症の人やその家族への相談支援体制を拡充するとともに、就労継続に向けた企業への啓発を行う。

2 事業概要

①相談支援体制の充実

- ・若年性認知症相談窓口の相談対応〔毎週月曜日～金曜日の10時～16時〕
- ・オンライン相談の実施・・・ZOOM等を活用した遠隔相談

②市町村、地域包括支援センター職員研修の実施

病気の特徴、気付きのポイントなど、早期に対象者を支援に繋ぐための研修を開催

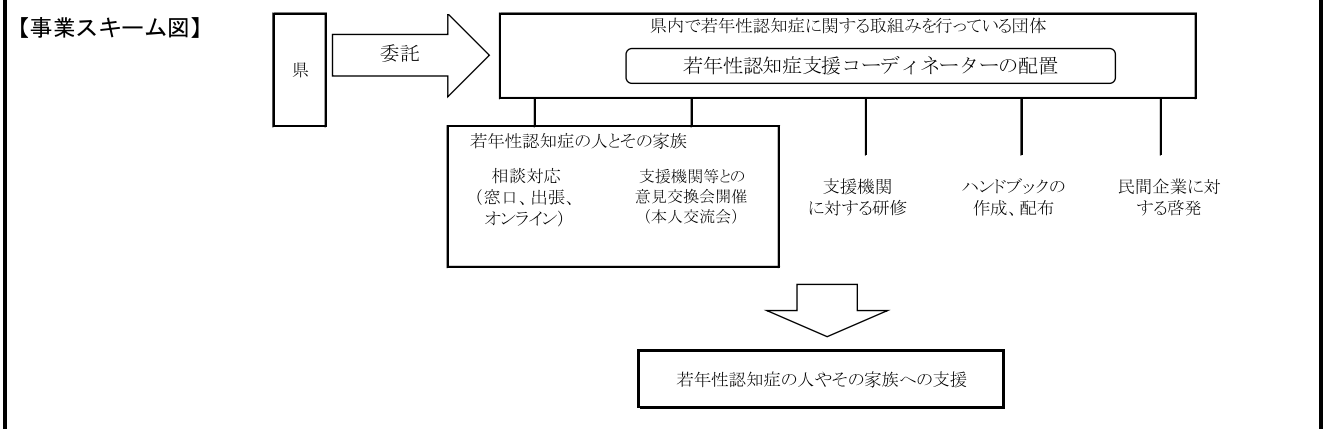
③本人交流会の開催〔4地区で各1回実施〕

認知症当事者同士、支援者同士の交流を図るための交流会を開催

④若年性認知症ハンドブックを改訂し、地域包括支援センター等に配布

⑤民間企業に対する相談窓口の周知

・①～⑤の取組みを進めるため、若年性認知症支援コーディネーターを福岡県若年性認知症サポートセンターに3名配置



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6
若年性認知症に係る相談件数	目標	-	200	200	200	200
	実績	147	135	157		

【成果指標の設定根拠】

認知症の人やその家族を適切な支援に繋ぐことが重要であるため、支援に繋げるための入り口である相談件数を指標としたもの。

【目標値の設定根拠】

県内には約1,500人の若年性認知症の方がいると推計されることから、R3年度からR5年度に600人の方の相談に対応し、R2年度実績と合わせ、若年性認知症の方の半数以上の相談に対応することを目標としている。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 ・目標の相談件数が200件に対し、R4年度中の相談件数実績値は157件であった。
 ・相談件数を増やすことで、支援団体へのつなぎや、本人交流会への参加を促すことが可能となり、当事者及び支援者同士の交流、社会参加のきっかけとなった。
 ・相談において、相談者の就労継続支援を実施。若年性認知症支援コーディネーターが当事者の就労先に訪問し、当事者が働き続けるための調整を行うことで就労先が認知症の症状を理解した上で、仕事を継続することができた。

(要因)
 ・令和3年度以降、診断を行う医療機関に対しては新型コロナウイルス感染症の影響により、コーディネーターの訪問による対面での周知活動が困難な状況であったこと等から、目標の件数には達しなかったものの、各市町村や地域包括支援センターに毎月広報誌を配布する等周知活動を実施してきたことにより、相談件数の増加に努めた結果、一定の事業効果を上げることができた。
 ・今後は新型コロナウイルス感染症が感染症5類相当となったことに伴い、対面での周知活動を再開し、診断後の当事者への周知につなげる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・市町村における若年性認知症当事者への支援の促進のため、市町村、地域包括支援センター職員への伴走支援を実施した。
 ・令和3年度にコーディネーターの人数を増やした(1名→3名)ことにより、相談対応だけではなく市町村や地域包括支援センターの職員への研修会の開催等の伴走支援が可能となり、地域包括支援センターとの連携が進み、事業が円滑に進むこととなった。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	15,816	16,119		時間	300	300	
(うち一般財源)	7,870	8,173		人件費(千円)	1,212	1,212	

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 ・認知症当事者やその家族への支援について引き続き支援していく必要があるため。

【見直し内容】
 ・認知症月間に合わせた県庁ロビーでの啓発活動の際に若年性認知症の相談窓口を臨時で設置するなど気軽に相談できる窓口としての周知活動を行う。

事業名	飲酒運転撲滅条例適性飲酒指導事業 (飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業)	部課(室)	保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室	事業 開始年度	H30
-----	---	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	20	安全で安心して暮らせる地域づくり
	小項目	1	暴力団壊滅、飲酒運転撲滅及び性暴力根絶の対策の推進	具体的な取組	2	飲酒運転撲滅対策の推進

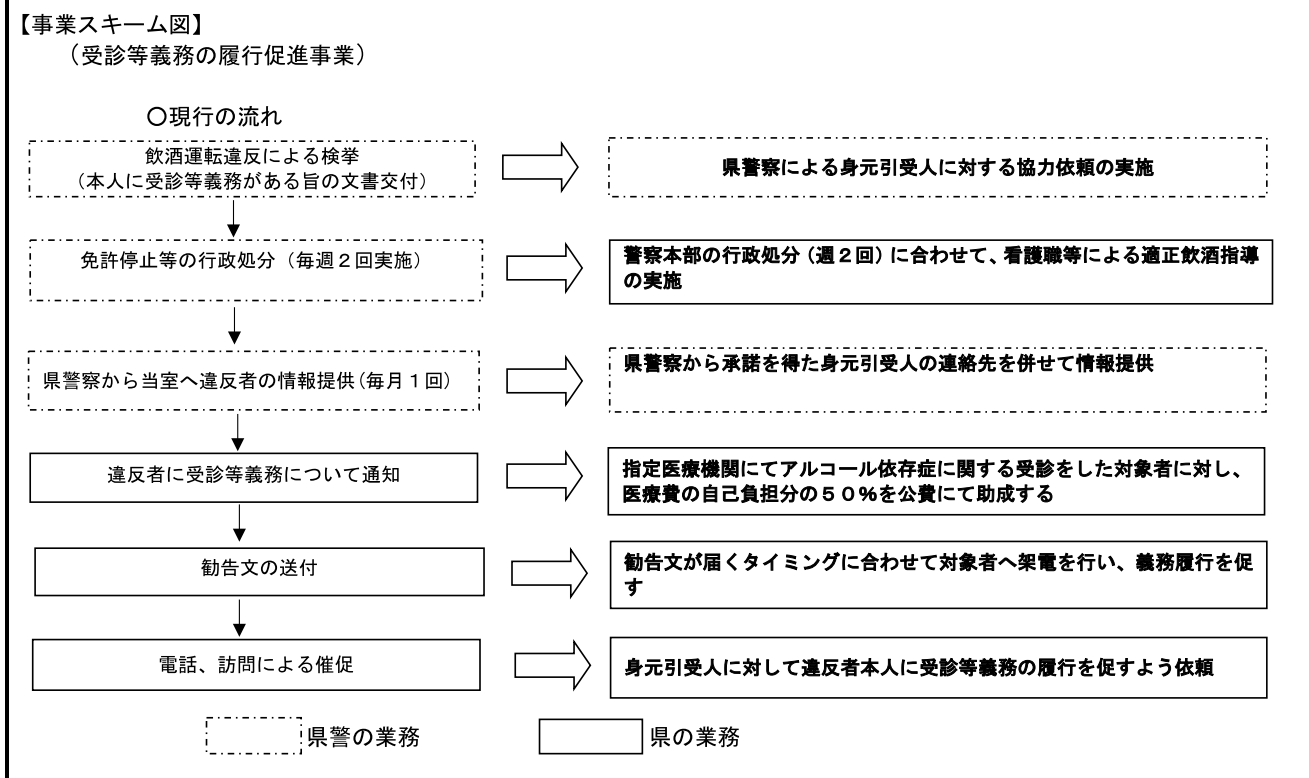
1 事業のねらい・目的

飲酒運転違反者の中には、不適切な飲酒によりアルコール依存症等を患っている者がいることから、それらの者を治療や指導に結びつけ、再犯を防止することにより、飲酒運転撲滅対策を推進する。

2 事業概要

○ 飲酒運転違反者に対する受診等義務の履行促進事業

- ・ 県警本部での週2回の行政処分に合わせて、県警による意見聴取の上、処分が決定した1回目の飲酒運転違反者を行政棟に当室職員が誘導し、その場で看護職等による適正飲酒指導を実施する。
- ・ 飲酒運転違反者が検挙された際、身元引き受けに来た身元引受人に対し、警察官から受診等義務の履行を促すよう協力依頼を行う。
- ・ 受診等義務未履行者に対して勧告文を発送し、勧告文が届くタイミングに合わせて、対象者へ架電を行い、義務履行を促す。
- ・ 指定医療機関にてアルコール依存症に関する受診をした対象者に対し、1人1回、医療費の自己負担分の50%を公費にて助成する。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受診等報告義務履行率 (累計)	1回目	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	違反者	実績	59.5%	59.6%	61.0%	62.0%	62.8%		

【成果指標の設定根拠】
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例において、飲酒運転違反者に対する受診等の義務を課しているため、成果指標として、受診等報告義務履行率を設定したものの。

【目標値の設定根拠】
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例において、飲酒運転違反者に対する受診等の義務を課している。したがって、全違反者が義務を履行すべきものであるため、目標値を100%に設定したものの。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ 1回目の飲酒運転違反者の受診報告義務履行率は緩やかに上昇しているものの、目標である100%を下回っている。
- ・ 県警察本部にて行われる行政処分の聴聞に合わせて、県庁で適正飲酒指導を行っている。聴聞参加者のうち約9割は県庁での適正飲酒指導を受講しているため、義務履行率の向上に繋がっている。しかし、違反者の3/4は聴聞に参加しないため、義務履行率は毎年0～1ポイントの上昇に留まっている。
- ・ 今後も継続して義務履行率の向上を目指す必要がある。

(要因)

- ・ 飲酒運転違反者に対する義務通知の際や勧告通知に合わせて行う架電での受診等の催促の際に、条例について周知を図っているが、中には規範意識の低い違反者がみられ、その者に対する催促(文書、電話等)について十分な効果が得られていない。
- ・ 規範意識の低い違反者は聴聞に参加することも少なく、直接条例について説明する機会がほとんどない。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 県警察本部で実施される違反者等の聴聞日に合わせて、当室職員が飲酒運転撲滅条例の受診等義務について説明することにより、参加者の約9割を適正飲酒指導につなげている。
- ・ 条例に基づく指定医療機関を県内13の全保健医療圏域26医療機関に拡大し、身近な地域での受診機会の充実を図っている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	6,914	6,995		時間	4,125	4,125	
(うち一般財源)	6,914	6,995		人件費(千円)	16,657	16,657	

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 不適切な飲酒の影響によるアルコール健康障がい等は、本人の健康問題であるだけでなく、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いため、飲酒運転違反者に対し引き続き啓発・指導等を実施する必要がある。
- ・ 令和4年度の飲酒運転事故発生件数は、91件(前年-3件)で全国ワースト6位という状況である。飲酒運転違反者等の中にはアルコール依存が疑われる者や飲酒行動に問題がある者が相当数存在することから、アルコール依存症に関する受診機会の充実を図る必要がある。

【見直し内容】

- ・ 県警察本部と連携して聴聞時や各免許試験場にて、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例及び飲酒運転違反者に対する受診等義務の周知に努める。
- ・ 飲酒運転違反者等の受診や適正飲酒指導を促進するとともに、受診費用の助成制度を活用し、治療への誘導を図る。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中小企業障がい者雇用拡大事業		部課(室)	福祉労働部 新雇用開発課	事業 開始年度	H21
総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子供を安心して産み育てることができる	中項目	11	雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
	小項目	2	求職者(若者、女性、中高年、高齢者、障がいのある人)の状況に応じたきめ細かな就職支援	具体的な 取組	5	障がいのある人の就業支援

1 事業のねらい・目的

企業・求職障がい者双方への支援と相互理解の促進と、両者の適切なマッチングによる雇用を実現するとともに、就職後の定着までを支援し、以後の安定的な就業継続につなげることにより、県内企業における障がいのある人の就業機会の拡大を図る。

2 事業概要

○障がいのある人を対象とした職業紹介事業の実施

(1) 障がいのある求職者への就職支援

①就職を希望する障がい者の募集、面談、登録 (R4実績：就職面談者数498人、求職者登録685人)

②障がい者合同会社説明会の開催 (R4実績：合同会社説明会7回開催 参加者数：求職者885名、企業183社)

(2) 企業への障がい者雇用情報の啓発、求人開拓

③制度紹介・助成金説明 (R4実績：障がい者雇用を検討する企業に対し、障がい者雇用制度や活用できる助成金について説明)

④求人企業の開拓 (R4実績：求人開拓件数399件)

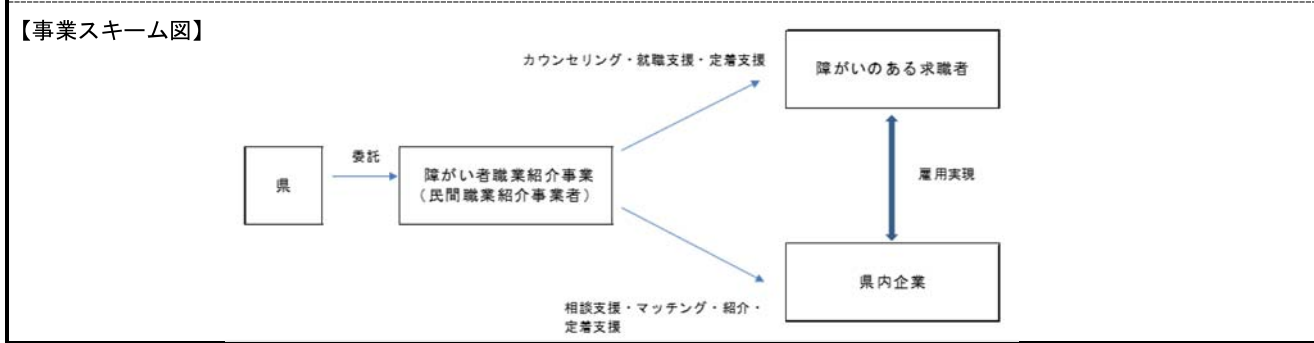
⑤マッチング等を行うコーディネーターを配置 (R4実績：コーディネーター配置人数7人)

(3) 採用及び定着に向けた支援

⑥職場実習及び定着支援 (R4実績：採用に向けた職場実習実施 参加人数195人、
企業訪問等による採用後の定着支援実施 参加人数115人)

(4) セミナー等による企業、求職者支援

⑦企業・求職者向けセミナー等の開催 (R4実績：障がい者雇用の理解促進を図る企業向けセミナー3回開催 61社参加、
就職活動の対策に関する求職者向けセミナー2回開催 168名参加)



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
県内民間企業障がい者雇用率 (総合計画)	目標	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.31	2.32	2.33	2.34	
	実績	2.07 (2.05)	2.12 (2.11)	2.18 (2.15)	2.21 (2.20)	2.29 (2.25)					(下段)は 全国値
本事業支援による就職者数	目標	120	135	192	260	260	332				
	実績	205	280	297	263	300	58 (6月時点)				

【成果指標の設定根拠】

- 県内民間企業障がい者雇用率
障害者雇用促進法において、企業が一定割合(法定雇用率)以上の障がい者を雇うことを義務付けている。年に1度(6月1日時点)、企業が障がい者の雇用状況について国に報告し、国が各都道府県における民間企業における障がい者雇用状況を公表していることから、この指標を設定する。
- 本事業支援による就職者数
本事業が県内企業における障がいのある人の就業機会の拡大を目的としていることから、本事業実施により、就職につながった者の数を指標に設定する。

【目標値の設定根拠】

- 県内民間企業障がい者雇用率
民間企業における法定雇用率については、2.3%となっている(R3.3から)。R5年度以降、1年毎に0.01%増加を目標とする。
- 本事業支援による就職者数
過去3年分の就職者数の対前年度伸び率の平均値を勘案し、R5年度の目標値を設定。R6年度以降の目標値は、R5年度以降の実績を基に設定。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 ・令和4年度の県内民間企業における障がい者雇用率は、2.29%と法定雇用率(2.3%)には届かないものの、全国平均(2.25%)を上回っており、順調に推移している。
 ・本事業支援による就職者数は、目標値を達成しており、順調に推移している。

(要因)
 ・本事業は、一般の企業等で働きたい障がいのある人と、障がいのある人を雇用する、または雇用を検討している企業を支援するため、相談から職業紹介、就職後のフォローアップまでワンストップで行い、求職者及び企業双方に対し、一貫した丁寧な支援が成果につながったものと考えます。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 有

(有の場合、その内容)
 ・県内民間企業障がい者雇用率
 R6年度以降の目標値は、民間企業における障がい者雇用率の引上げ等に伴う見直しを検討。
 ・本事業支援による就職者数
 R6年度以降の目標値は、R5年度以降の実績を基に設定。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ・本事業の周知については、県のHPをはじめ、経済団体や子育て応援宣言企業のメルマガを活用し広く周知することとしており、郵送による広報は、対象を限定して実施するよう努めている。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	45,430	33,819		時間	1,061	960	
(うち一般財源)	45,430	16,934		人件費(千円)	4,285	3,877	

5 見直しの内容

継続) 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了(完了) 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・障害者雇用促進法における民間企業の障がい者雇用率は、現行の2.3%から、令和6年4月に2.5%に、令和8年7月に2.7%に段階的に上げられるとともに、対象企業の範囲が、現行の従業員規模43.5人以上から、令和6年4月に40.0人以上、令和8年7月に37.5人以上に段階的に拡大されるため。

【見直し内容】

・障がい者雇用の経験やノウハウが不足する中小企業に対する支援の検討

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中小企業デジタル化支援事業	部課(室)	商工部 中小企業技術振興課	事業 開始年度	R3
-----	---------------	-------	------------------	------------	----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	8	中小企業の振興
	小項目	2	新たな事業展開の促進	具体的な取組	2	技術の高度化支援

1 事業のねらい・目的

工業技術センター設置の「デジタル化実証支援ラボ」を活用した「技術支援」により、県内中小企業へのものづくりデジタル化（デジタルエンジニアリング）の有用性の周知ならびに技術移転を行い、製造業におけるDXの基盤となるデジタル技術活用を促進する。

2 事業概要

(1) デジタル化実証支援ラボの運営 (R3.10～)

- ・ ラボ機能（設備機器、基盤技術、職員）を活用し県内ものづくり中小企業のデジタル化を促進。
- ・ ラボについてマスコミやHP等を活用し外部へ情報発信することで利活用促進。

(2) 産学官による先導的研究プロジェクトの実施

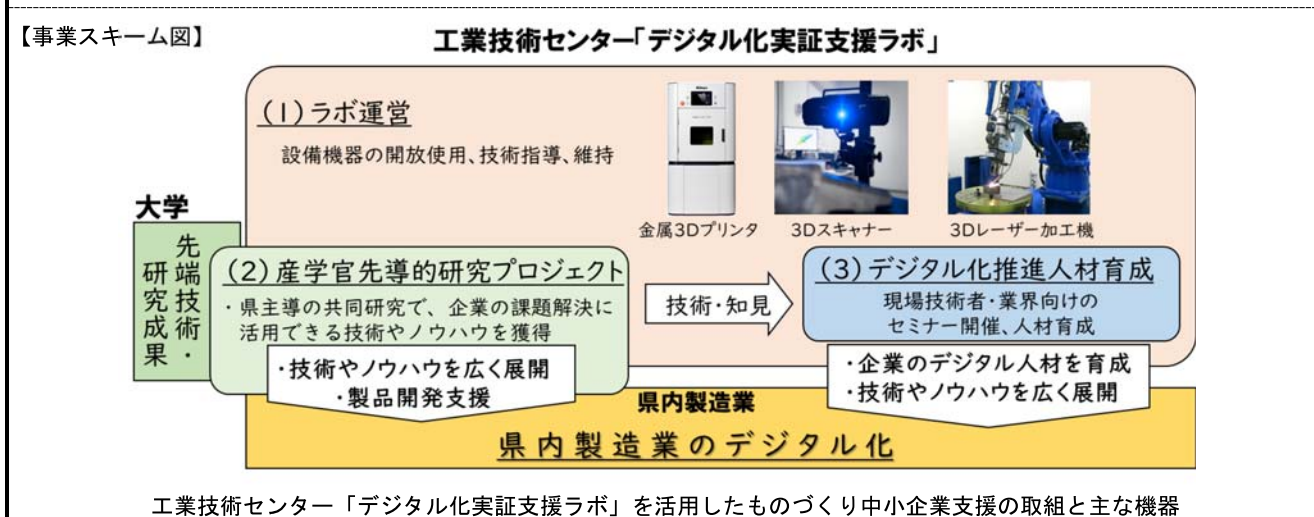
- ・ 中小企業のデジタル化の推進のため、ラボを活用した産学官による先導的研究プロジェクトを工業技術センターの主導で実施し、得られた技術やノウハウを広く中小企業に展開していく。

(3) めっき業界等のデジタル化推進のための人材育成

- ・ 業界団体と連携しデジタル化が遅れている業界の支援を強化・拡充する。まずは九州めっき工業組合と連携する。

(4) 研究職のリスキリング

- ・ 先導的な技術を有する研究機関への工技センター職員派遣により最新のデジタル技術を習得し、デジタル化実証支援ラボの支援機能を強化。



工業技術センター「デジタル化実証支援ラボ」を活用したものづくり中小企業支援の取組と主な機器

3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6	R7
①試作・事業化支援件数（延べ件数）	目標	11	23	36	49	62
	実績	41	76	※	※	※
②デジタル化実証支援ラボの各種機器の年間利用件数	目標	620	620	620	620	620
	実績	915	1016	※	※	※

③デジタル化推進人材育成によるデジタル技術活用企業数	目標	—	—	112	112	142
	実績	—	—			

※事業見直しにより、R5年度より成果指標を③へ変更

【成果指標の設定根拠】

- ・ ①： デジタルデータを活用し、設計から試作、製造、生産管理に至る一連のものづくり工程のデジタル化支援に資する支援案件の件数。
- ・ ②： 支援ラボに設置した各機器の利用件数の合計。
- ・ ③： ラボ機器を活用した技術セミナーおよび業界支援モデルの構築と展開により、デジタル技術を活用する企業数。

【目標値の設定根拠】

- ・ ①： デジタルデータを活用し、設計から試作、製造、生産管理に至る一連のものづくり工程のデジタル化支援に資する支援案件の件数。設計、試作、製造、生産管理の各工程において年間3件程度を想定。
- ・ ②： 支援ラボに設置した各機器の利用件数の合計。7機種を活用し、1機種あたり年間80件から90件程度の利用を想定。
- ・ ③： セミナーや人材育成により、デジタル技術を活用する企業を112社/年と想定。
(内訳) 技術セミナー：102社/年、業界支援モデル構築と展開：R5～6年度10社/年、R7年度40社/年。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・ 試作・事業化支援件数については、R4年度の実績は76件であり目標を達成している。
- ・ デジタル化実証支援ラボの各種機器の年間利用件数については、R4年度の実績は1016件であり目標を達成している。

(要因)

- ・ 一連のものづくり工程に対してデジタル化支援を行うデジタル化実証支援ラボを設置することにより、76件の試作・事業化支援を行うことができた。
- ・ デジタル化実証支援ラボの各種機器の活用に関するセミナーを実施することにより、1016件の機器利用実績へと繋がった。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

有

(有の場合、その内容)

- ・ R2年度より県内ものづくり企業のデジタル化推進に向けた支援を実施し、設定目標も達成しているが、より多数の企業へのデジタル化推進を加速させるためには、これまでの取り組みに加え、点の支援から面的支援へと拡げる必要がある。
- ・ そのため、個々の企業支援から業界支援へと拡充を図る。まずは、めっき業界を対象に業界支援モデルを構築し、その後、他業界へと横展開を図る。
- ・ 加えて、企業の課題解決に必要な先導的なデジタル技術やノウハウを獲得することにより、職員自身のレベルアップを図る必要がある。
- ・ そこで、R5年度に以下に示す内容へと見直しを行い、事業を再構築した。
- ・ 事業を構成する項目を「(1) デジタル化実証支援ラボの運営」と「(2) 産学官による先導的研究プロジェクトの実施」の2項目に加え、「(3) めっき業界等のデジタル化推進のための人材育成」と「(4) 研究職のリスクリング」を行うことで、県内中小企業のデジタル技術の活用を更に促進させる。

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 工業技術センターの各課で実施していた、ものづくりのデジタル化のための支援体制をデジタル化実証支援ラボへと集約することにより、県内ものづくり中小企業に対してデジタルエンジニアリングの効率的な支援や活用促進を実施。
- ・ 現地調査や打ち合わせの際に、複数の課の担当者が一緒に訪問することで多分野にわたる支援を連携して行い、1社あたりの訪問回数を削減すると共に、効率的な支援を実施。
- ・ セミナーを工業技術センターで行うことにより、セミナー会場借上費を節減した。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	21,360	31,956		時間	316	10,304	
(うち一般財源)	20,540	17,183		人件費 (千円)	1,277	41,608	

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

県内ものづくり中小企業のデジタル化の着実かつ加速的な推進のため、デジタル化実証支援ラボを拠点とする支援活動の継続、ならびに共通課題を有する業界全体への面的支援に加えて、新たなニーズに対応した支援が必要であるため。

【見直し内容】

セミナー毎に実施するアンケート結果に基づき、都度、企業ニーズに合わせた内容や技術レベルのセミナーへ、見直しや新設を行い、中小企業のデジタル化を加速させていく。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	中小企業新製品開発支援事業		部課(室)	商工部 中小企業技術振興課	事業 開始年度	R3
総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	8	中小企業の振興
	小項目	2	新たな事業展開の促進	具体的な取組	2	技術の高度化支援

1 事業のねらい・目的
 コロナ禍で生じた需要や国等が掲げる新たな成長分野に対応した新技術・新製品開発に取り組む県内中小企業へ、工業技術センター等による技術的支援の利活用促進により、新規市場への早期参入を実現することで、県内経済をけん引する企業を育成、コロナ禍でダメージを受けた地域経済の活性化を図る。

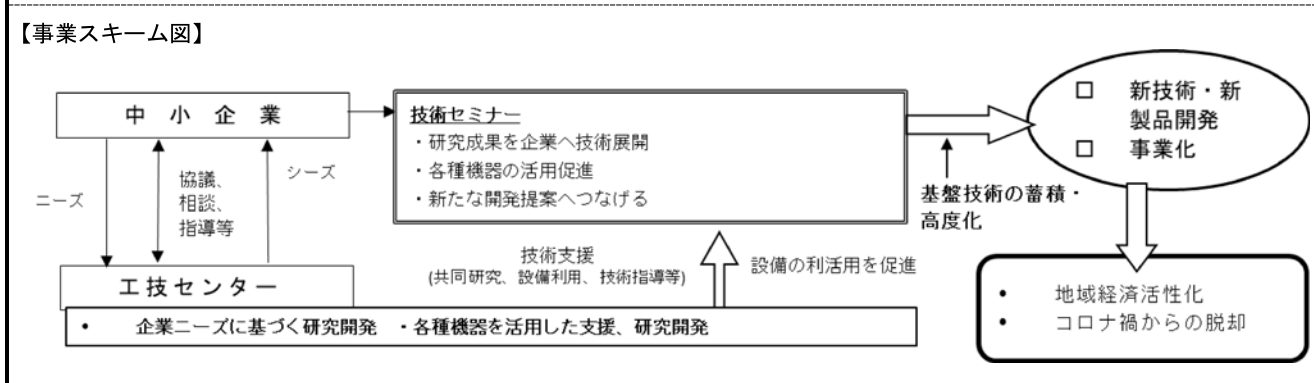
2 事業概要
 工業技術センター整備機器利活用促進
 工業技術センター職員や外部講師により、工業技術センターが保有する機器等のハード、ならびに研究成果や保有技術等のソフトを積極的に活用した技術セミナーを実施することで、工業技術センターの利活用や連携を促進し、共同研究や各種機器の設備利用、技術指導等による技術支援を通して、中小企業の新技術・新製品開発を支援する。

【技術セミナー】

- 工業技術センターの各種機器の利用方法や有効活用、ならびに当該機器を活用した研究・技術開発に関するセミナー。
- コロナ禍を契機に生じた感染予防関連製品や非接触型機器等の新たな需要や、国等が掲げる成長戦略分野への応用可能性のある技術・製品開発に結びつく技術セミナー。



スギ未利用地際材を用いたテーブル 輻射(ふくしゃ)空調パネル



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R3	R4	R5	R6
新技術・新製品開発件数	目標	10	10	10	10
	実績	9	6		
事業化件数	目標	—	6	6	6
	実績	—	4		

【成果指標の設定根拠】

- ポストコロナで生じる新たな市場ニーズに対応した新技術・新製品開発の支援と事業化を通じ、コロナ禍でダメージを受けた地域経済を活性化させることを目的としているため。

【目標値の設定根拠】

- 新技術・新製品開発に関する予算額に対し開発予定件数10件を目標とする。
- 中小企業新製品開発支援補助金事業 (R4まで実施) における過去の実績として、新技術・新製品開発件数延べ68件に対して、事業化(売上が計算できる状態)件数延べ38件(約56%)と比較的高い事業化率となっており、引き続き、毎年の新技術・新製品開発件数(10件)のうち、翌年度に6件の事業化を目標とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
(評価)

- ・ 新技術・新製品開発については、目標の10件に対し、6件の新技術もしくは新製品の開発支援を実施した。また、R3年度に開発した9件の事業化件数は、目標の6件に対し、4件であった。
- ・ 工業技術センターに導入した各種機器を活用した研究・技術開発に関するセミナーを計114回（のべ187社、309名）実施した。

(要因)

- ・ 新技術・新製品開発支援事業への企業応募件数は28件であったが、外部有識者等で構成する審査委員会にて評価した結果、事業化に繋がりそうな6件としたため、目標である10件を下回る結果となった。また、事業化に至るまでに比較的長い期間がかかっている開発案件があり、事業化件数は目標の6件を下回った。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・ 各種セミナーを実施することにより企業への新技術の啓発・展開を行うことで効率的に支援を行っている。
- ・ セミナーを工業技術センターで行うことにより、セミナー会場借上費を節減する。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	4,037	3,386		時間	316	595	
(うち一般財源)	3,389	2,738		人件費(千円)	1,277	2,403	

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)

終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ コロナ禍でダメージを受けた地域経済の活性化を図るうえで、新技術・新製品開発に取り組む県内中小企業へ技術支援を行うことは有効であり、企業ニーズに合わせた内容へと見直しを行いながら今後も継続して支援をする必要がある。

【見直し内容】

- ・ R6年度も、企業による新技術・新製品開発や工業技術センターとの連携促進を図るために、工業技術センターの保有機器に関する技術セミナーを継続して実施する。アンケートや聞き取り調査による企業ニーズに合わせたセミナー内容へと見直すことで、県内中小企業の新技術・新製品の開発への更なる意欲喚起と支援を行う。

事業名	建築物地震対策事業 (応急危険度判定体制整備業務)		部課(室)	建築都市部 建築指導課	事業 開始年度	H18
総合計画	4つの柱	3	感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる	中項目	28	災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化
	小項目	1	災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化の推進	具体的な取組	4	耐震化の推進

1 事業のねらい・目的

- ・東日本大震災を教訓に、被災時に迅速な被災建築物応急危険度判定活動を行うことのできる体制を整備し、建築物の倒壊等による二次災害を防止する。
- ・判定士の登録・更新の手続きや登録講習会をデジタル化することで、新たな判定士を確保する。
- ・技術講習をWEB上で常時配信することで、判定技術の維持向上を図り、発災直後の迅速で的確な判定業務を可能とする。
- ・判定士の参加要請・受諾確認を迅速化、判定業務の効率化・円滑化、判定本部での集計・進捗管理の迅速化を図るため、判定支援アプリを活用した訓練を実施する。

2 事業概要

- 福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会の運営
(県、市町村、関係団体で構成される協議会、幹事長は福岡県建築都市部建築指導課長)
→協議会の総会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会の開催
→新規登録 180名、県内2会場(福岡市、北九州市)
- 被災建築物応急危険度判定士の登録業務等
→更新対象者 953名(判定士は5年ごとに更新となっている)
判定士に対して、年1回の情報誌を送付
- Web講習会の実施
- 判定訓練の実施
- 判定支援アプリ等の維持・更新


被災建築物応急危険度判定制度の概要

1 被災建築物応急危険度判定とは？

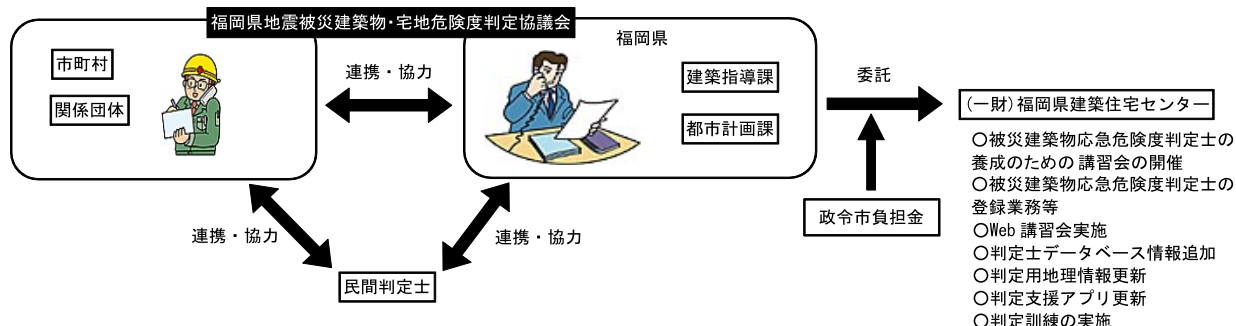
地震により被災した建築物が、その後発生する余震等で倒壊したり、物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。
そのため、被災後すぐに、地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建築物の危険度を緊急的に判定することをいいます。
※この調査は無料です。また、被災証明のための被害調査ではありません。

2 応急危険度判定士とは？

応急危険度判定士は、被災地において地元の市町村または都道府県知事の要請により、応急危険度判定を行う建築技術者です。
判定士は、講習会等を受講して県知事の認定登録を受けています。
判定士は、判定活動に従事する場合、常に身分を証明する登録証を携帯し、「応急危険度判定士」と明示した胸章及びヘルメットを着用しています。



【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
応急危険度判定士登録件数	目標	2,600人	2,600人	2,600人	2,600人	2,600人	2,600人	2,600人
	登録者数	2,357人	2,257人	2,165人				
	うち新規	66人	50人	62人				

【成果指標の設定根拠】

- ・被災時の2次災害の防止のため、迅速な応急危険度判定体制の整備を図る必要があることから判定士登録件数を目標とする。

【目標値の設定根拠】

- ・平成24年度の地域防災計画の被害建物想定棟数を根拠とし、判定士登録件数を算出した。

- ・福岡県の目標判定士登録件数 2,600人
 想定建築物の被害想定 水縄断層帯
 全壊25,572、半壊11,555
 判定棟数：全壊25,572×0.5+半壊11,555≒24,400棟
 24,400棟×2倍=48,800棟
 判定士数：(48,800棟÷15棟/日)×2人/チーム÷(5日間×0.5参集率)≒2,600人

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・被災建築物応急危険度判定講習会の受講者77名のうち、62名が新規登録された。
- ・更新対象者490名のうち、316名が更新登録しており、約6割のみの更新となっている。
- ・結果、前年から92名登録者数が減少し、応急危険度判定士登録者数の実績が目標を下回っている。

(要因)

- ・認定申請や更新等の各種手続きにおける事務手間（必要書類の紙での作成や送付の手間など）の負担が要因の一つとなり、登録判定士数が伸び悩んでいる状況にある。
- ・登録手続き等の電子化を昨年度から実施しているが、まだ普及していない。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

- ・無

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・福岡県被災建築物応急危険度判定士認定要綱の改正を行い、判定士の登録認定等申請の電子化により、登録手続きの負担を軽減し、新規登録及び更新の促進等に努めた。
- ・対面による講習会だけでなく、WEB登録講習会を実施した。
- ・被災建築物応急危険度判定支援アプリを構築し、判定体制のデジタル化を行うことで、より若手判定士が登録しやすい環境の整備を進める。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	13,472	5,658		時間	801	813	
(うち一般財源)	8,378	5,316		人件費(千円)	3,234	3,282	

5 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・地域防災計画に基づく想定被害に対応するために必要となる応急危険度判定士の確保が必要なため。

【見直し内容】

- ・被災建築物応急危険度判定講習会（対面及びWEB）の開催を継続して実施するとともに、昨年度は講習会の受講者に対してのみ実施していた登録手続き等の電子化の周知を、今年度からは講習会の案内の際に実施していくことで登録件数の増加を図る。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	DV・ストーカー対策事業		部課(室)	警察本部生活安全部 人身安全対策課	事業 開始年度	H18
-----	--------------	--	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる	中項目	17	社会的、経済的に厳しい状況にある方への支援
	小項目	1	DV防止対策及び被害者支援	具体的な 取組	1 2	配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援 ストーカー対策の推進

1 事業のねらい・目的

- ストーカー・DV被害者等の保護対策の推進
- ストーカー・DV事案に係る的確な事件措置及び行政措置の推進
- ストーカー加害者等への精神医学的治療による更生対策の推進

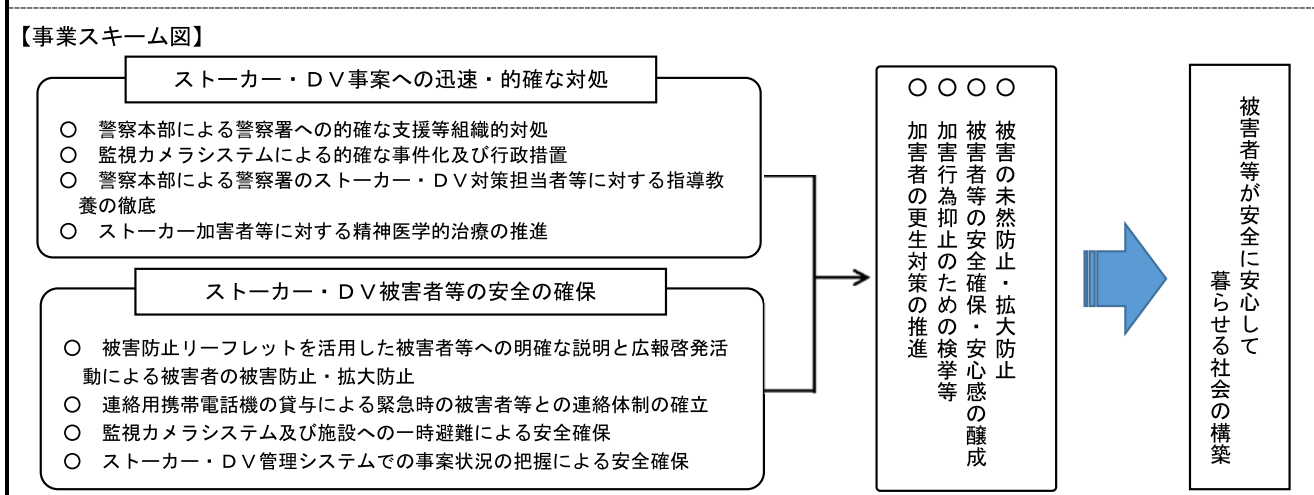
2 事業概要

(1) ストーカー・DV事案への迅速・的確な対処

- 事案対処に当たっては、認知の段階から警察署と警察本部が一体となった組織的対処を図る。
- ストーカー行為特定用ドライブレコーダーや監視カメラシステムを活用してストーカー行為の証拠資料を収集し、ストーカー規制法違反による検挙や禁止命令等の行政措置を講じる。
- ストーカー・DV管理システムを的確に運用し、関係情報の組織的な共有・管理を図り、迅速に事案対処する。
- 警察署のストーカー・DV対策担当者及び当直責任者等に対する各種研修、業務指導等を行い、現場の事案対処能力の向上を図る。
- 精神医学的見地からのストーカー加害者の更生対策を推進し、医療機関の受診を拒否又は躊躇する加害者に対しては、精神保健福祉士の面談を実施することにより医療機関への受診を促し、再犯・再被害防止を図る。

(2) ストーカー・DV被害者等の安全の確保

- 被害者等に対し、被害防止リーフレットを活用するなどして、警察におけるストーカー規制法及びDV防止法に基づく措置についての説明や防犯指導を行うとともに、防犯教室、街頭キャンペーン等における広報啓発活動も推進し、被害防止・拡大防止を図る。
- 被害者等に対し、必要に応じて位置の特定が可能な連絡用携帯電話機及び緊急通報装置を貸与するほか、危険性・切迫性が高い事案については、監視カメラシステムによる警戒や公費によるホテル等への一時避難により、被害者等の安全確保を図る。



3 成果指標及び進捗状況

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
担当者研修会	目標	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)	4回(100名)
	実績	46回(1,770名)	32回(759名)	29回(911名)	31回(775名)	調査中	—
巡回業務指導	目標	70回	70回	70回	70回	72回	72回
	実績	70回	17回	22回	42回	調査中	—
広報啓発活動	目標	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)	12回(300名)
	実績	31回(1,052名)	24回(638名)	16回(443名)	15回(595名)	調査中	—

【成果指標の設定根拠】

- ストーカー・DV事案に係る「被害の未然防止・拡大防止」「被害者等の安心感の醸成」を目標としているが、実態を表す指標がないことから、活動状況を示す「担当者研修会」「巡回業務指導」を指標とし、平成29年から「広報啓発活動」を追加設定した。

【目標値の設定根拠】

- 担当者研修会は、地区別研修会、各種専科教養等の回数を指標とし、四半期毎の4回を目標値とする。
- 巡回業務指導は、36警察署に対し現場支援等あらゆる機会を活用して業務指導等を行うものであり、72回を目標値とする。(令和5年から72回(1警察署増加、各警察署年2回以上)に変更)
- 広報啓発活動は、街頭活動及び部外向け研修会の回数を指標に設定し、毎月1回(1回25名)を目標値とする。

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】
 (評価)
 ○ 令和4年中
 ・ 担当者研修会が目標値4回(100名)のところ、31回(775名)
 ・ 巡回業務指導が目標値70回のところ、42回
 ・ 広報啓発活動が目標値12回(300名)のところ、15回(595名)
 という結果になっている。
 巡回業務指導については、各警察署担当者に対する個別業務指導のほか、全署員に対する教養も実施している。
 ○ ストーカー・DV事案の令和4年中の相談等件数は、ストーカー事案が1,351件(前年比-120件)、DV事案が2,620件(前年比+92件)で、依然として高水準で推移している。
 ○ ストーカー・DV事案への対処に当たり、被害者に対してはリーフレットを活用した適切な説明に努めるなどして、自己の置かれた危険な状況を理解させ、加害者に対してはドライブレコーダーや監視カメラシステムを活用してストーカー行為を立証し、各種法令を駆使して的確な事件化、禁止命令の発出、警告を実施するとともに、更生に向けた対策も講じている。
 【事案対処状況(令和4年中)】
 ・ ストーカー規制法に基づく禁止命令：150件(前年比+23件)
 ・ ストーカー規制法違反検挙件数：69件(前年比+17件)
 ・ ストーカー事案の刑法・特別法による検挙件数：135件(前年比-27件)
 ・ DV防止法(保護命令)違反：1件(前年比-1件)
 ・ DV事案の刑法・特別法による検挙件数：853件(前年比-137件)
 ・ 加害者更生に向けた医療機関受診・面談実施件数：46件(前年比+7件)
 (要因)
 巡回業務指導の実施回数が減少した理由は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続き、警察署に赴いての業務指導等が実施できなかったケースがあるため
 (上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)
 なし
 (有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】
 ○ 平成31年4月から、24時間3交替制勤務で警察署からの速報受理、助言指導及び現場の支援を行う「初動支援第1～3係」の運用を開始するなど、警察署の支援体制を強化し、他部門と連携した迅速・的確な事案対処を図っている。
 ○ 数年毎に最新機器への更新が可能な監視カメラシステムの活用により、被害者等に安心感を与えるとともに、捜査員による張り込み捜査によらずとも、ストーカー行為の立証が可能となり、捜査効率が向上している。
 ○ 被害防止リーフレットは、関係機関や教育機関との研修会、連絡会議、防犯教室における広報・啓発のための配布資料とするだけでなく、被害者等への警察が執り得る措置や各種手続についての説明資料として活用している。

4 事業費(千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	32,488	71,040		時間	74,052	77,849	
(うち一般財源)	28,026	66,782		人件費(千円)	299,022	314,355	

5 見直しの内容

継続 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了(完了) 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】
 ○ 本県におけるストーカー事案の相談等件数は、依然として高水準で推移しており、中でもストーカー規制法に基づく禁止命令の発出件数は、令和4年中150件と過去最多となった。
 ○ 現在のストーカー対策は、被害者宅に設置する監視カメラシステムの活用や身辺警戒などで被害の未然防止に努めているが、禁止命令の発出件数が急増する中、更なる被害者対策が必要となっている。

【見直し内容】
 (監視カメラシステム整備の拡充)
 ○ 監視カメラシステムは、加害者等の人物が接近した場合に、被害者のタブレットと警察のノートパソコン双方で映像をリアルタイムに確認でき、警察のノートパソコンに対する通知機能を有していることから、ストーカー対策に効果的な資機材である。
 ○ 令和2年に10台配備し運用しているが、禁止命令発出件数の増加に伴い、常に不足状態にあることから、27台の追加配備によりこれまで以上に被害者の安全に万全を期す。
 (部局間の調整・連携)
 ○ ストーカー・DV被害者の一時保護や自立支援を担う女性相談所のほか、DV等に至る根本原因が貧困・アルコール依存・精神障がいである場合は保健福祉事務所等と連携し、各部局がそれぞれの権限を発揮し、問題(原因)の根本解決による再被害防止を図ることで県民が安全に安心して暮らせる社会の構築を目指す。
 (その他)
 ○ 配備済みのストーカー行為特定用ドライブレコーダー、携帯用緊急通報装置等を活用し、ストーカー・DV被害者の安全確保を図る。
 ○ ストーカー加害者の精神医学的治療による更生対策について、福岡県精神保健福祉士協会と連携し、当県独自の取組である精神保健福祉士の面談制度の活用を図り、医療機関の受診率向上に向けた取組を推進していく。
 ○ 福岡県宅地建物取引業協会や不動産関連事業者との連携を強化し、一時避難物件の拡充、中・長期的な避難場所の確保等を推進することにより、被害者等の安全確保を図っていく。
 ○ 他県警とのデータ連携が可能となる警察庁共通基盤システムへの移行のため、ストーカー・DV管理システムを改修する。

(様式1号)

R5年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	九州グローバル人材活用促進事業	部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H27
-----	-----------------	-------	----------------------	------------	-----

総合 計画	4つの柱	2	誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる	中項目	19	外国人材に選ばれる地域づくり
	小項目	1	外国人材が活躍できる地域づくり	具体的な 取組	2	外国人材が働きやすい環境整備

1 事業のねらい・目的

- ・留学生をはじめとした高度外国人材を本県に誘引し活用することで、企業のグローバル化を図るとともに人口減少社会に伴う企業の人手不足解消に資することを目的とする。
- ・九州7県等で構築・運営する留学生と企業をつなぐ人材マッチングシステム「Work in Kyushu」の利用促進を図り、留学生の地元企業への就職促進を図る。
- ・外国人留学生が地元企業に就職し地域に定着することにより、地元産業のグローバル化・活性化を図る。

2 事業概要

(1)九州グローバル人材活用促進協議会の運営

- ・構成メンバー：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、九州経済産業局、九州経済連合会
- ・事務局：福岡県国際局国際政策課
- ・協議内容：昨年度の事業報告及び決算報告、次年度事業計画、現状の課題と今後の方向性 など

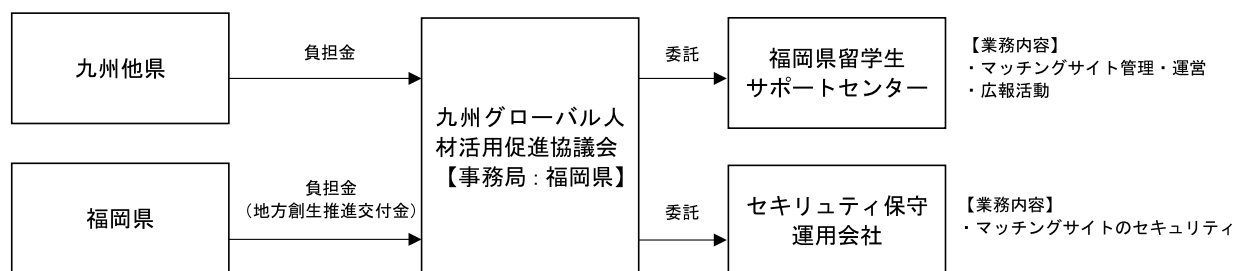
(2)人材マッチングサイト「Work in Kyushu」の管理・運営

- ・企業及び留学生からの問い合わせ対応、マッチングサイトを活用した成功事例動画などのコンテンツ制作
- ・保守管理

(3)広報活動

- ・各県でのセミナー等の開催、各団体が実施するセミナー等における周知広報活動
- ・留学生と企業のマッチングを促進するための、九州内の企業及び全国の留学生を対象としたオンライン方式のセミナー及び合同企業説明会の開催

【事業スキーム図】



3 成果指標及び進捗状況

成果指標	区分	H27	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (目標値)
留学生の県内 企業への 就職者数 (総合計画)	目標		880	940	1,010	1,070	1,140	1,220
	実績	525	1,118	調査中				

【成果指標の設定根拠】

本県の留学生数は全国3位(R4)であるが、本県への留学生の就職者数は全国7位(R3)にとどまっており、高度人材である留学生の活用が進んでいない。そのため、本事業を実施することで、留学生の地元企業への就職促進を図るものであることから、その定着をはかる指標として留学生の県内企業への就職者数を設定し、県内企業のグローバル化・活性化を目指す。

【目標値の設定根拠】

本事業は九州・沖縄地方産業競争力協議会におけるプロジェクト(Earth戦略)の1つに位置付けられているため、当該プロジェクトのKPIを元に、R3年から留学生の県内就職者数が年平均6.5%で増加すると見込み目標値を設定。※10人以下は端数調整

※コロナの影響で全国的に留学生数が減少したことから、R3年総合計画の改定に合わせて数値目標を見直し。

→R3年目標値: 929(R1実績) × 89.6% (全国の留学生数の減少(-10.4%)を反映) × 6.5% = 886.08

※Earth戦略: 九州内企業への留学生就職人数: R7年 2,000人(年平均6.5%増)

【R4年度の実績値に対する評価とその要因】

(評価)

- ・就職者数については、H30年度以降増加を続け、コロナ禍においても減少することはなかった。企業の人手不足が続くなか、外国人材のニーズは高まっており、R4年度においても目標を達成する見込み。
- ・今後も、県内企業への留学生就職者数1,220人の達成に向けて、各取組を推進する。

(要因)

事業実施にあたっては、コロナ禍に対応しオンライン方式を活用したイベントの開催や、Work In Kyushuを活用した採用・就職の成功事例の動画を作成・公開するなど工夫の上、取り組んだことから、留学生の地元企業への就職促進に寄与したと考えられる。

(上記を踏まえた、目標値の見直しの有無)

無し

(有の場合、その内容)

【効率的な事業の実施に向けた工夫】

- ・留学生への総合的な支援にノウハウ・経験のある福岡県留学生サポートセンターに業務委託することにより、事業の実効性、効率性の向上を図る。

4 事業費 (千円)	R4決算	R5当初	R6当初	人件費	R4	R5	R6
歳出	5,152	7,300		時間	900	900	
(うち一般財源)	2,576	3,650		人件費 (千円)	3,635	3,635	

5 見直しの内容

継続 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

グローバル化が進む世界において、海外の高度人材の本県への誘引により福岡県のポテンシャルを引き出し、福岡県を将来に向けて発展させるために、下記のとおり見直しながらか引き続き高度人材の最たる存在である留学生の地元企業への就職を促進し、福岡県をはじめ九州企業のグローバル化を図る必要があるため。

【見直し内容】

人材不足に対応し、九州企業の競争力を高めるためには、九州外からも優秀な留学生を呼び込むことが必要になっている。そのため、今後は、関東・関西圏の留学生への情報発信を強化し、九州外の留学生と九州企業の更なるマッチングを促進する。